主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、原判決に対する論難とは認められず、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五〇年一月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸		盛	_
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	寸	藤	重	光